

<資料1>

報告事項

ア 第3次岡山県消費生活基本計画に係る施策の取組状況

① 第3次岡山県消費生活基本計画の概要	・・・・・・・・	1
② 「第3次岡山県消費生活基本計画（冊子及び概要版）」	・・・・・・・・	別冊
③ 「重点施策」の取組状況（目標値の進捗状況）	・・・・・・・・	2
④ 施策（取組）一覧	・・・・・・・・	3
⑤ （資料）「職員向け消費者教育講座」	・・・・・・・・	15
⑥ （資料）「県内の消費生活相談体制の状況」	・・・・・・・・	16
⑦ （資料）「地域における見守りネットワークの構築について」	・・・・・・・・	17

第 3 次 岡 山 県 消 費 生 活 基 本 計 画

(第 2 次岡山県消費者教育推進計画) の概要

1 計画の沿革

岡山県消費生活基本計画は、岡山県消費生活条例（平成17年岡山県条例第14号）第9条第1項の規定に基づき、県行政の各部門における消費者施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成18（2006）年に策定し、その後5年ごとに見直しを行ってきた。

また、岡山県消費者教育推進計画は、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第10条第1項に基づき、平成26（2014）年に策定し、平成30（2018）年には、最初の見直しに併せて、岡山県消費生活基本計画と統合し、現在に至っている。

2 計画の期間

第3次岡山県消費生活基本計画は、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間を計画期間とする。

3 基本目標・重点目標等

別添「第3次岡山県消費生活基本計画」概要版参照

第3次岡山県消費生活基本計画における「重点施策」の取組状況

重点施策	主な施策等	目標値の進捗状況																	
<p>I 消費者教育の推進</p> <p>消費者被害の防止とそれぞれの価値観や人生設計に応じて合理的な消費行動ができる独立した消費者の育成のため、ライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進 ⇒77～151</p>	<p>○消費者教育コーディネーターの配置(H26～) ⇒77</p> <p>○学校教育等における実践的な教材を活用した授業等の普及促進 ⇒81</p> <p>○若年者への消費者教育を担う教員等への研修実施 ⇒84,110</p> <p>○障害のある人に配慮した教材開発・講座の実施 ⇒96</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者啓発セミナーの受講者数 ⇒83,89,98,105</td> <td>(令和元年度) 7,917人 ※「消費生活センター事業実績の概要」P37～41参照</td> <td>7,000人/年度</td> </tr> <tr> <td>教員向け消費者教育講座の受講者数 ⇒107,109</td> <td>(令和元年度) 92人 (累計278人) ※P15参照</td> <td>350人 (5年累計)</td> </tr> <tr> <td>実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合</td> <td>(令和元年度) 98.4% ※第3次岡山県消費生活基本計画冊子P27参照</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績	目標値	消費者啓発セミナーの受講者数 ⇒83,89,98,105	(令和元年度) 7,917人 ※「消費生活センター事業実績の概要」P37～41参照	7,000人/年度	教員向け消費者教育講座の受講者数 ⇒107,109	(令和元年度) 92人 (累計278人) ※P15参照	350人 (5年累計)	実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合	(令和元年度) 98.4% ※第3次岡山県消費生活基本計画冊子P27参照	100%					
		項目	実績	目標値															
		消費者啓発セミナーの受講者数 ⇒83,89,98,105	(令和元年度) 7,917人 ※「消費生活センター事業実績の概要」P37～41参照	7,000人/年度															
		教員向け消費者教育講座の受講者数 ⇒107,109	(令和元年度) 92人 (累計278人) ※P15参照	350人 (5年累計)															
実践的な消費者教育教材を活用した授業等を実施する公立の高等学校等の割合	(令和元年度) 98.4% ※第3次岡山県消費生活基本計画冊子P27参照	100%																	
<p>II 地域における消費者問題解決力の強化</p> <p>消費者被害の防止、早期発見、迅速な対応のため、市町村の消費生活相談体制の充実と、特に高齢者等の被害防止、相談機関への誘導のため、地域の見守りネットワークの構築等を進める ⇒172～194</p>	<p>○県消費生活センターでの消費生活相談やセミナー等の実施 ⇒172～179</p> <p>○市町村相談体制整備への支援 ⇒180～183</p> <p>○地域での見守りネットワーク構築への支援 ⇒184,185</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績(R2.7.1)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村消費生活センターの設置市町村数</td> <td>10市 ※P16参照</td> <td>17市町村</td> </tr> <tr> <td>消費生活相談員を配置する市町村数</td> <td>14市町 ※P16参照</td> <td>17市町村</td> </tr> <tr> <td>市町村消費生活相談窓口の認知度</td> <td>県民意識調査(R2.6) 23.0%</td> <td>30.0%</td> </tr> <tr> <td>「消費者安全確保地域協議会」を設置した市(人口5万人以上)の数</td> <td>1市 (5万人未満1市) ※P17参照</td> <td>6市</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績(R2.7.1)	目標値	市町村消費生活センターの設置市町村数	10市 ※P16参照	17市町村	消費生活相談員を配置する市町村数	14市町 ※P16参照	17市町村	市町村消費生活相談窓口の認知度	県民意識調査(R2.6) 23.0%	30.0%	「消費者安全確保地域協議会」を設置した市(人口5万人以上)の数	1市 (5万人未満1市) ※P17参照	6市		
		項目	実績(R2.7.1)	目標値															
		市町村消費生活センターの設置市町村数	10市 ※P16参照	17市町村															
		消費生活相談員を配置する市町村数	14市町 ※P16参照	17市町村															
市町村消費生活相談窓口の認知度	県民意識調査(R2.6) 23.0%	30.0%																	
「消費者安全確保地域協議会」を設置した市(人口5万人以上)の数	1市 (5万人未満1市) ※P17参照	6市																	
<p>III 悪質な事業者の監視・指導・取締りの強化</p> <p>悪質な事業者への監視・指導を行うとともに、必要に応じて行政処分及び事業者名の公表を行う ⇒1～76</p>	<p>○各販売業者等に対する指導監視 ⇒33～39</p> <p>○特定商取引法、景品表示法、食品表示法等に基づく監視、指導、処分等の効果的な実施 ⇒58～67</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>実績(R2.7.1)</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を利用して情報収集を行う市町村数</td> <td>14市5町 ※P16参照</td> <td>27市町村</td> </tr> </tbody> </table>	項目	実績(R2.7.1)	目標値	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を利用して情報収集を行う市町村数	14市5町 ※P16参照	27市町村											
		項目	実績(R2.7.1)	目標値															
全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を利用して情報収集を行う市町村数	14市5町 ※P16参照	27市町村																	

※⇒以後の数字は、P3～13の施策名番号に対応。

第3次岡山県消費生活基本計画に係る施策(取組)一覧

基本目標 I 安全・安心な商品・サービスの確保

【重点目標1】生産から消費に至る一貫した食の安全確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	備考
1 生産段階 での食の 安全確保	1	GAPの導入推進	食品安全、環境保全、労働安全等を確保するための農業生産の工程管理手法であるGAPについて、導入産地数の拡大を図るとともに、GAPの制度や事例を紹介する研修会の開催など、取組内容のレベルアップに向けた技術指導の支援を行います。	農林水産部 農産課	GAP導入産地数	49産地	GAP導入産地数	50産地	
	2	農業の安全、適正使用の指導	現場における指導的な立場にある者を対象に「農業管理指導員」の認定研修会を実施し、農業の適正使用を徹底します。また、農業者、防除業者等に対し農業使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農業危害防止運動の実施、主要病害虫の発生状況把握や発生予察情報に基づく効率的な防除を進め、農業の流通・使用における適正な取扱いを図ります。	農林水産部 農産課	農業販売店 立入検査数 開催数	159店 6回	農業管理指導員認定研修会開催回数	6回	
	3	環境保全型農業の推進	全国に先駆けて、昭和63年度に化学肥料・農業を一切使わない「おかやま有機無農薬農産物」の認証制度を創設するとともに、慣行栽培に比べて化学肥料・農業を5割以上低減する「特別栽培農産物」や概ね3割低減する「エコファーマー」など、環境保全型農業の推進に取り組んでいます。	農林水産部 農産課	生産量	655ha	化学肥料・農薬の低減に取組む面積	705ha	
	4	養殖衛生管理体制の整備	養殖業者に対して、魚類防疫講習会や養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用の指導をします。また、出荷前の養殖魚の医薬品残留検査等を行います。	農林水産部 水産課	養殖場監視指導達成率	63% (27/43)	養殖場監視指導達成率	65% (28/43)	
	5	貝毒発生モニタリング調査	各漁場の貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象にした貝毒検査を行います。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者に対する出荷自粛等を指導します。	農林水産部 水産課	検体件数	プランクトン 1026検体 貝毒 27検体	検体件数	プランクトン 940検体 貝毒 28検体	
	6	カキのノロウイルスモニタリング調査	漁場ごとに定期的にノロウイルス検査を実施するとともに、漁協等が行う自主検査に対して支援を行います。ノロウイルスが検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷を自粛するよう指導します。	農林水産部 水産課	調査検体数	140検体	調査検体数	150検体	
	7	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	牛の肉骨粉を原料とする飼料が家畜に与えられることのないように飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底します。	農林水産部 畜産課 保健福祉部 生活衛生課	立入検査農家数	3,254戸	牛農場立入回数	1,388戸	
	8	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	養鶏農場に対しては、定期的な立入検査や衛生対策の指導を継続することにより、発生防止に努めるとともに、鳥インフルエンザウイルスのモニタリング検査を実施し、早期発見に努めます。また、発生時を想定した対応訓練を実施し、迅速な蔓延防止を行います。	農林水産部 畜産課	立入検査 モニタリング 検査	493戸 2,100羽	養鶏農場立入回数 鳥インフルエンザモニタリング検査の実施回数	537戸 2,100羽	
	9	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	と畜場へのHACCPの導入を支援するとともに、と畜作業員の衛生意識の向上を図り、枝肉等が腸管出血性大腸菌等に汚染されないよう防止対策の徹底について指導します。	保健福祉部 生活衛生課	開場時指導実施数	と畜開場日に実施 (229日)	と畜場のHACCP導入状況	開場時に随時実施	
	10	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	各処理場における食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のカンピロバクター汚染の実態を把握し、HACCPの導入支援を進め、食鳥と体のカンピロバクター汚染の低減対策を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数	大規模10回/5施設 小規模10回/9施設	食鳥処理場のHACCP導入状況	大規模施設各2回 小規模施設各1回	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	備考	
2 製造から販売段階での食の安全確保	11	全般的な食中毒対策	食品の調理・製造等を行う事業者に対し、施設の衛生管理、従事者の健康管理、手洗いの徹底、食材等の温度管理、加熱調理を行う際の十分な加熱、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行います。	保健福祉部生活衛生課	監視件数	10458件	監視件数	-		
	12	リスクの高い食中毒対策	腸管出血性大腸菌など重篤な健康危害が生じる食中毒や、カンピロバクター・ノロウイルスなど発生頻度の高い食中毒の対策として、監視指導等を徹底します。 牛レバー、豚肉、豚内臓の生食用としての提供を禁止し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食用としての提供の自粛を指導します。	保健福祉部生活衛生課	-	各保健所で実施	-	各保健所で実施		
	13	その他の原因による食中毒対策	食中毒予防の三原則が当てはまる細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者や消費者に対し啓発を行います。寄生虫や自然毒に対する食中毒については、対象者を明確にして効果的な啓発を行います。	保健福祉部生活衛生課	-	ラジオ・NHKデータ放送、県広報資料、講習会等で啓発	-	-		
	14	食中毒注意報の発令	夏季における気象条件や冬季における感染症の発症状況が基準を超えた場合は、食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行います。	保健福祉部生活衛生課	食中毒注意報発令回数	2回	食中毒注意報発令回数	-		
	15	試験検査の実施	県内のスーパー等に流通している食品が基準や規格、衛生規範に適合しているか、過去のデータ等を踏まえた計画的かつ効果的な検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努めます。 また、製造者に対しても、定期的に検査を実施し、基準や規格、衛生規範に適合した食品が製造されているか確認します。	保健福祉部生活衛生課	収去検査件数	収去 2,364件	食品衛生監視指導計画の収去検査目標件数達成率	収去 2,115件		
	16	HACCP導入の支援	飲食店等の中小規模の食品等事業者に対して、HACCPの制度化に伴う衛生管理計画の策定について支援を行います。また、HACCP導入に必要な基礎知識の普及や危害分析の実践などの研修会等を行います。	保健福祉部生活衛生課	食品等事業者におけるHACCP導入率	-	食品等事業者におけるHACCP導入率	100%		
	17	栄養教諭・学校栄養職員研修講座	学校給食用食材の適切な品質管理や衛生管理及び調理方法等について認識を深めるとともに、栄養教諭、学校栄養職員の資質及び技能向上を図ることを目的として実施します。	教育庁保健体育課	参加者数	123人	参加者数	120人		
	18	食品表示法の周知及び相談対応	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示法の食品表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応します。	県民生活部保健福祉部農林水産部	-	・研修会3回 参加人数198人(農林) ・問い合わせ92件(農林)	-	・研修会2回 参加人数100人(くらし) ・研修会3回 参加人数200人(農林)		
	19	表示を行う事業者への監視指導	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、表示ミスや表示漏れを起こさない管理体制を整備しているかなどを確認します。また、原産地表示の偽装などの通報等に対しては、関係機関と連携し必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処します。	県民生活部保健福祉部農林水産部	調査施設数	105店舗(くらし) 45店舗(農林) 112店舗(生衛)	食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	104店舗(くらし) 120店舗(農林) 50店舗(生衛)		
	20	試験検査による表示の点検	県内のスーパー等に流通している食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品の表示が適正に行われているか確認します。	保健福祉部生活衛生課	収去検査件数	353	収去検査件数	325		
	21	米トレーサビリティ法に基づく米穀の適正流通の監視指導	米トレーサビリティ法では、米穀事業者に対して、米穀等の取引などに係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けており、米穀等の適正な流通を図られるよう監視指導等します。	農林水産部農産課 県民生活部くらし安全安心課	調査施設数	4店舗(くらし) 42店舗(農林)	調査施設数	10店舗(くらし) 50店舗(農林)		
	22	健康食品等の監視指導	健康食品の製造・輸入・販売業者に対する監視指導を強化し、無承認・無許可医薬品の一掃と健康食品の安全確保を図ります。 医薬品成分が含まれる可能性が考えられる痩身・強壮の効果を期待させる健康食品について、国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努めます。	保健福祉部医薬安全課	-	6件	健康食品買上検査件数(県独自)	6件		
	23	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品等への対応	健康食品販売店舗における医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の監視、事業者からの個別相談や県民等からの通報対応により、不適切な表示や広告の改善を指導します。	保健福祉部医薬安全課	監視件数	370件	健康食品広告等の確認件数	300件		
	24	有害物質の汚染実態調査	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施します。	保健福祉部生活衛生課	検査検体数	重金属17件 農薬 17件 PCB 19件 TBTO 11件	有害物質の汚染実態調査件数	重金属17件 農薬 17件 PCB 19件 TBTO 9件		
	25	食品衛生責任者養成講習会	食品衛生責任者を対象とした講習会の開催・講師派遣により、営業者等の食品の衛生管理や食品衛生法に関する意識・知識のレベルアップを図ります。	保健福祉部生活衛生課	開催回数 参加者数	21回 1952人	開催回数 参加者数	-		
	3 消費段階での食の安全確保	26	食の安全相談窓口での対応	保健所等に設置している窓口について、県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげます。	保健福祉部生活衛生課	相談件数	2055	相談件数	-	
		27	健康危害の申出への対応	食品等によって健康危害を受けた等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応して不安が広がらないようにします。	保健福祉部生活衛生課	-	-	-	-	
		28	食品表示110番での対応	食品表示の一層の適正化を図るために設置している「食品表示110番」では、県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受け付けます。	県民生活部くらし安全安心課	相談件数	7件	相談件数	-	
		29	食品の回収等の情報の公表	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件、事故に関する食品が県内に流通している場合などは、県民に必要な情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努めます。	保健福祉部生活衛生課	-	公表5事例	「健康に重大な危害を及ぼす食品の情報の公表」の施策満足度	-	
		30	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	食の安全に係る事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、県民に対し正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努めます。 さらに、正しい理解が進むことで、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができます。	県民生活部・農林水産部・保健福祉部	-	-	-	-	
		31	「見える化」教材を活用した衛生知識の普及啓発	手洗いチェックを用いた手洗い体験など、参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行います。	保健福祉部生活衛生課	受講者数	986人	体験型講習会受講者数	2,300人	
32		食の安全に関する知識の普及啓発	肉の生食用や自然毒による食中毒の危険性、添加物や農薬の適正使用など安全への取組など、食に関する科学的根拠に基づいた理論や知識、最新データ等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげます。	保健福祉部生活衛生課	-	175回	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	130回		

【重点目標2】商品(食品以外)・サービスの安全性の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	備考
1 家庭用品等の安全性の確保	33	消費生活用製品の販売業者に対する指導監視	「消費生活用製品安全法」に基づき、特定製品(一般消費者の生命又は身体に対して、特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る技術基準適合マークの表示義務や特定保守製品(長期間の使用に伴い劣化する劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品)に係る表示義務・説明義務等に関して、販売事業者に対する立入検査等を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	立入検査数	9店舗	立入検査数	5店舗	
	34	電気用品の販売業者に対する指導監視	「電気用品安全法」に基づき、電気製品による災害等の発生を防止するため、電気用品販売事業者への立入検査を行い、粗悪な電気製品の販売を規制します。	消防保安課	立入検査数	2件	立入検査数	2件	
	35	液化石油ガスの販売業者に対する指導監視	一般消費家庭の事故防止を図るため、販売事業者に対し、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用を通じ、法令遵守の徹底を指導するとともに、液化石油ガス消費者保安対策を推進します。	消防保安課	立入調査数 (立入検査数)	386件	立入調査数 (立入検査数)	382件	
	36	有害物質を含有する家庭用品の安全対策	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、基準定められている家庭用品(繊維製品、家庭用化学製品等)について試買検査を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	試買検査数	65	試買検査数	65	
2 医薬品等の安全性の確保	37	医薬品等の製造販売業者等に対する指導監視	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性を確保するため、製造から流通、市販後に至る一連の流れの中で、これら製造販売業者等に対する重点的な指導監視を行います。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	1,307施設	立入検査数	1,400施設	
	38	毒物劇物の製造業者等に対する指導監視	毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、これら製造業者等に対し、毒物劇物の適正保管等について指導監視を行います。	保健福祉部 医薬安全課	立入検査数	290施設	立入検査数	400施設	
3 サービスの安全性の確保	39	生活衛生営業施設の指導監視	関係法令に基づき、生活衛生営業施設(理容・美容・クリーニング・旅館・興行場・公衆浴場)の施設管理や衛生管理など日常管理について、指導監視を実施します。	保健福祉部 生活衛生課	監視件数 (理容) (美容) (クリーニング) (旅館) (興行場) (公衆浴場)	1,199件 260件 473件 122件 244件 9件 85件	監視件数 (理容) (美容) (クリーニング) (旅館) (興行場) (公衆浴場)	1,203件 279件 510件 142件 208件 11件 53件	
4 住宅の安全性の確保	40	岡山県建築物耐震診断等事業(木造住宅耐震診断事業等)による耐震化の促進	岡山県木造住宅耐震診断マニュアル等による適正な住宅の耐震診断を実施し、それに基づく改修の促進を図ります。 木造住宅等の耐震診断(現況診断、補強計画)及び耐震改修への市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。	土木部 建築指導課	診断件数	273件	診断件数	357件	
	41	住宅性能表示制度及び住宅瑕疵担保制度等の普及・啓発	新築住宅の供給に当たっては、消費者が安心して住宅を取得できるよう、住宅性能を等級や数値で表した住宅性能表示制度や住宅事業者に保険への加入又は保証金の供託を義務付けた住宅瑕疵担保制度の情報提供に努めるとともに、事業者に対する適切な指導を行います。	土木部 住宅課	-	-	-	-	
	42	室内空気汚染物質相談の実施	住居環境に関する知識の普及啓発、情報提供等を目的とし、「室内空気汚染物質対策実務マニュアル」に従い、アスベスト等を含む県民からの住居環境に関する相談に対して、情報提供、助言等を行います。	保健福祉部 生活衛生課	相談件数	4件	相談件数	-	
	43	高齢者在宅生活支援助成の実施	高齢者の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅を高齢者等の居住に適するよう改修する場合の市町村補助事業に対し、その費用の一部を助成します。(政令市、中核市除く。)	保健福祉部 長寿社会課	助成件数	203件	助成件数	211件	
	44	道路、住宅等の防犯指針の普及促進	平成19年3月に策定した「犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車等駐車場の構造、設備等に関する指針」及び「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を促進し、犯罪の発生しにくい社会環境の整備を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	-	各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかけた。	-	各指針等により、犯罪の発生しにくい社会環境整備を働きかける。	

【重点目標3】 安心の定着に向けた信頼の確立

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	備考
1 情報の提供	45	ホームページ等による食の安全に関する情報提供の充実	食の安全に関して、ホームページの掲載内容を充実させ、ラジオ等の広報番組、広報紙、街頭キャンペーン(スーパー等でのチラシ配布、広報車巡回)など様々な情報発信手段を用いて、効果的に情報を提供します。	保健福祉部生活衛生課	街頭キャンペーン回数	8回	街頭キャンペーン回数	-	
	46	ホームページ「健康おかやま21」の充実	県の健康増進計画である「第2次健康おかやま21セカンドステージ」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図ります。	保健福祉部健康推進課	HPアクセス件数	9,050件	HPアクセス件数	-	
	47	「栄養成分表示の店」登録事業	飲食店で提供しているメニュー(献立)のうち、利用頻度の高いもの5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分の量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進します。	保健福祉部健康推進課	登録店舗数	1,145件	登録店舗数	377件	
	48	薬事衛生知識の普及啓発及び医薬品等の情報伝達	「薬と健康の週間」を中心に岡山県薬剤師会等と協力して薬事衛生知識の普及啓発を図るとともに、県薬剤師会「薬事情報センター」を通じて、薬に関する問い合わせに応じています。	保健福祉部医薬安全課	相談・情報提供件数	1,707件	相談・情報提供件数	-	
	49	介護サービス情報公表システムでの情報公開	介護サービス情報公表システムを活用して、県民に対して介護サービス事業所等の情報提供を行っています。	保健福祉部保健福祉課指導監査室	情報掲載件数	2,087件	情報掲載件数	2,400件	
2 相互理解の促進	50	食の安全サポーターへの情報提供等	食の安全サポーター(※)登録団体等へ、県から食の安全・安心情報を提供します。サポーターは、所属の組織内で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深めます。 ※県民へ食に関する正しい知識や理解を深めるため、自主的に活動する企業(団体)として、登録された企業(団体)	保健福祉部生活衛生課	サポーター登録団体数	103団体	食の安全サポーター登録団体数 食の安全サポーター情報配信回数	R4までに120団体	
	51	リスクコミュニケーション事業の実施	リスクコミュニケーション事業を国の機関と連携して実施するとともに、リスクコミュニケーション提案型活動に対する支援を行います。テーマについては、県民意識調査を参考にするなど、効果的に取り組みます。	保健福祉部生活衛生課	リスク事業回数	17回	リスクコミュニケーション事業実施回数	R4までに累計50回	
	52	リスクコミュニケーションの場や機会の提供等と地域への波及	関係者が食の安全確保の取組について情報提供や意見交換するための場や機会の提供、リスクコミュニケーション活動を行う者に対する支援を行います。 また、意見交換会等の参加者からその周囲の方へリスクコミュニケーションの輪が広がるよう働きかけや資料の提供等の取組を行います。	保健福祉部生活衛生課	-	40回	リスクコミュニケーション事業参加者から県民への伝達実施回数	R4までに累計250回	
53	リスクコミュニケーションに係る食品関連事業者等の支援	食品関連事業者が、自らリスクコミュニケーションを進めるよう促します。また、食品関連事業者、消費者団体等が主体的にリスクコミュニケーションに取り組めるよう、食の安全・安心に関する資料や情報を提供するなどの支援を行います。	保健福祉部生活衛生課	-	-	-	-		

基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

【重点目標1】 規格・表示等の適正化

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	備考
1 規格・表示・計量等の適正化	54	家庭用品の規格及び品質表示に関する指導監視	「家庭用品品質表示法」に基づき、一般消費者が日常使用する家庭用品の表示事項の有無について、立入検査や指導を行います。	県民生活部くらし安全安心課	立入検査数	9店舗	立入検査数	5店舗	
	55	不当景品類・不当表示等に関する指導監視	景品表示法に基づき、過大な景品類の提供や虚偽・誇大な表示等の不当な顧客誘引行為について調査、指導を行います。	県民生活部くらし安全安心課	指導件数	4件	指導件数	-	
	56	商品量目に関する検査指導	適正な計量により消費者利益を確保するため、「計量法」に基づき、商品量目について検査指導を行います。	産業労働部産業企画課	検査指導店舗数	20店舗	検査指導店舗数	10店舗	
	57	食品・景品表示法周知啓発事業	景品表示法等の基本的な考え方に関する事業者の理解を深め、コンプライアンス管理体制の整備を促進するために、研修会を実施します。	県民生活部くらし安全安心課	参加者数	1回 60人	参加者数	-	

【重点目標2】 取引における公正・公平の確保

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	備考
1 適正な事業活動の促進	58	特定商取引法等に基づく事業者に対する指導監視	取引の公正と消費者の利益保護を図るため、特定商取引法等に基づく、不適正な取引行為等を行う事業者の監視指導を行います。	県民生活部くらし安全安心課	指導等件数	1件	指導等件数	-	
	59	医療機関の人員・設備等に関する指導監視	適正な医療を確保するため、医療法に基づき、県内の病院、診療所に対して、医療従事者の確保、施設の構造設備等について、立入検査等により指導を行います。	保健福祉部医療推進課	立入検査数	86件	立入検査数	86件	
	60	介護保険法に基づく指導監督	適正な介護サービス等を確保するため、介護保険法に基づき、事業者に対する指導監督を行います。	保健福祉部保健福祉課指導監査室	指導監督施設数	388施設	指導監督施設数	350施設	
	61	貸金業者に対する指導監督	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業法に基づき、貸金業者等の指導・監督を行います。	産業労働部経営支援課	立入検査数	17業者	立入検査数	17業者	
	62	旅行業法に基づく事業者に対する指導監督	旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業法に基づき、旅行者等の指導監督を行います。	産業労働部観光課	立入検査数	20業者	立入検査数	12業者	
	63	建設業者に対する指導監督	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに建設業の健全な発展を促進するため、建設業者に対する指導監督を行います。	土木部監理課	-	-	-	-	
	64	建設工事紛争審査会による紛争の処理	建設工事の請負契約に係る紛争の解決を図るため、建設業法に基づき、岡山県建設工事紛争審査会に関する事務を処理します。	土木部監理課	-	-	-	-	
65	宅地建物取引業法に基づく指導監督	宅地建物取引業の適正な運営と取引の公正を確保し、消費者利益の保護と宅地建物取引の流通の円滑化を図るため、宅地建物取引業法に基づき、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の指導監督を行います。	土木部建築指導課	立入検査数	14業者	立入検査数	14業者		

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
2 悪質な事業者の取締り	66	特定商取引法等に基づく悪質事業者の処分・公表	特定商取引法等に違反する取引行為等を行った事業者に対して、指示・業務停止等の処分を行うとともにその旨の公表を行います。	県民生活部くらし安全安心課	公表件数	0件	-	-	
	67	悪質商法事犯の取締り等	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを行うことにより、消費者の被害拡大防止に努めます。	警察本部生活環境課	-	-	-	-	悪質商法を行う業者や悪質な貸金業者等に対する厳正かつ迅速な取締りを推進し、消費者及び多重債務者の被害拡大防止を図る。

【重点目標3】 公正な価格の形成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 価格・需給動向の監視	68	生活必需品の価格の監視	不適正な価格形成により、消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じて価格調査等を行うなど、生活必需品の価格監視を行います。	県民生活部くらし安全安心課	-	-	-	-	
2 物価情報の提供	69	消費者物価指数の提供	総務省統計局が公表している「消費者物価指数」に基づき、毎月、ホームページ等により「岡山市消費者物価指数」を情報提供します。	総合政策局統計分析課	提供回数	12回	提供回数	12回	

【重点目標4】 生活必需品の安定供給

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 生鮮食料品の安定供給	70	肉豚価格安定事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、養豚農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	58,938頭	契約頭数	58,914頭	
	71	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	「標準的販売価格」が「標準的生産費」を下回った場合に交付金を交付し、肉用牛肥育農家の経営安定を図るとともに、消費者への食肉の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	契約頭数	14,453頭	契約頭数	14,688頭	
	72	鶏卵価格安定対策事業	鶏卵価格の変動により生じる鶏卵生産者の損失を補填することにより、鶏卵の生産及び価格の安定を図り、消費者への鶏卵の安定供給を図ります。	農林水産部畜産課	事業参加戸数	25戸	事業参加戸数	25戸	
	73	野菜価格安定制度	「野菜生産出荷安定法」に基づき、主要な野菜の価格低落があった場合に一定割合の補填金を交付し、農家経営に及ぼす影響を緩和するとともに、消費者への野菜の安定供給を図ります。	農林水産部農産課	産地強化計画策定数	10産地	産地強化計画策定数	10産地	
2 大規模災害時における生活物資等の確保	74	生活必需品の確保	岡山流通情報懇話会、コンビニエンスストア等と締結している「災害発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」に基づき、災害発生時における被災者の生活の安定を図るため、生活必需品等の確保を図ります。	産業労働部産業企画課	会員団体数	-	会員団体数	-	
	75	救急医薬品等の確保	「災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定」及び「災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定」を締結し、災害発生時における救急医薬品、衛生材料等の確保を図ります。また、「新型コロナウイルス発生時における抗インフルエンザウイルス薬の供給等に関する協定」を締結し、パンデミック時における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給を図ります。	保健福祉部医薬安全課	確保数(累計)協定締結団体数(継続含む)	抗インフルエンザウイルス薬263,800人分 乾燥カスエソワ抗毒素2本 協定締結4団体	確保数(累計)協定締結団体数(継続含む)	抗インフルエンザウイルス薬263,800人分 乾燥カスエソワ抗毒素2本 協定締結4団体	
	76	LPガスの確保	「LPガスの調達に関する協定」を締結し、災害発生時における緊急用LPガスの確保を図ります。	消防保安課	協定締結団体数	1団体(継続)	協定締結団体数	1団体(継続)	

基本目標Ⅲ 消費者教育の推進

【重点目標1】 体系的な消費者教育の実施

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 学校教育等での消費者教育の推進	77	消費者教育コーディネーターの配置	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター	-	1名	消費者教育コーディネーター配置数	1名	再掲
	78	就学前段階での消費者教育	お店屋さんごっこや買い物ごっこ、実際の買い物体験を通して、お金の価値、ルールやマナーを学習する消費者教育を実施します。	教育庁義務教育課	-	-	-	-	県公立幼稚園長会等で消費者教育の推進を働きかける。
	79	小学校段階での消費者教育	①3・4学年の社会科で、地域の生産や販売に携わっている人々の動きを、5・6学年の家庭科で、身近な消費生活と環境について学習します。 ②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修バック付きタブレットPC(40台)を学校等に1週間程度貸し出します。	教育庁義務教育課総合教育センター	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかけた。 ②小学校に貸出【10校】	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。	
	80	中学校段階での消費者教育	①社会科(公民分野)では、国や地方公共団体が消費者政策を推進する役割を担っていることや、消費者の保護について、技術・家庭科(家庭分野)では、消費者の基本的な権利と責任について等を学習します。 ②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修バック付きタブレットPC(40台)を学校等に1週間程度貸し出します。	教育庁義務教育課総合教育センター	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかけた。 ②貸出実績なし	②貸出回数、利用者数	①研修講座等で消費者教育の推進を働きかける。	
	81	高等学校段階での消費者教育	①公民科(現代社会、政治経済)において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、契約等の問題などを学習します。 ②ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修バック付きタブレットPC(40台)を学校に1週間程度貸し出します。	教育庁高校教育課総合教育センター	②貸出回数、利用者数	①消費者庁作成教材「社会への原」を配布し、活用を促した。 ②高等学校に貸出【2校】	②貸出回数、利用者数	①公民科・家庭科等に指導を実施する。	
	82	消費者教育における外部講師の活用	中学校の社会科、技術・家庭科、総合的な学習の時間及び高等学校の公民科、家庭科、総合的な学習の時間を中心とした教科の授業において、さらに実践的な消費者教育を行う上で、外部講師の活用を図ります。	教育庁高校教育課義務教育課	外部講師活用数	社会人講師を活用した消費者教育を実施した。	外部講師活用数	社会人講師を活用した消費者教育を学校の実情に応じて実施する。	
	83	消費者啓発セミナー(生徒・学生向け)の実施	学校・大学等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、生徒・学生等を対象に、契約の基礎知識や若者が遭いやすい消費者トラブルと対処法などについて啓発講座を実施します。	県民生活部消費生活センター	実施回数、参加者数	20回 3,778人	実施回数、参加者数	15回 3,100人	再掲
	84	「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進	幼児期から高校生期までの発達段階に応じて県が開発した消費者教育教材(7種)について、学校等と連携して、授業等での効果的な活用を図ることにより、実践的な消費者教育を推進します。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター	-	16回 1,024人	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	10回 500人	再掲
	85	金融知識講座(学生向け)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	派遣回数	10月29日、11月5日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度)	参加者数	10月27日、11月10日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度)	再掲
	86	消費者教育連絡協議会の設置	消費者教育に関係する庁内課室等で構成する協議会を設置して、県における消費者教育に関する協議等を行い、効果的な教育の推進を図ります。	県民生活部くらし安全安心課	参加団体数	9団体	参加団体数	9団体	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
2 地域社会での消費者教育の推進	87	消費生活講座の開催	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	5回318人	開催回数、参加者数	5回300人	再掲
	88	くらしの一日教室の開催	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	5回64人	開催回数、参加者数	5回100人	再掲
	89	消費者啓発セミナー(一般向け・高齢者向け)の実施(再掲)	地域の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	60回 3,181人	開催回数、参加者数	50回 2,000人	再掲
	90	金融広報アドバイザーの派遣	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(24回実施)	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	再掲
	91	消費者被害撲滅キャンペーン	悪質商法や特殊詐欺などによる被害を防止するため、5月の消費者月間を中心に、「消費者被害撲滅キャンペーン」として、消費者団体やスポーツ団体等と連携したイベントを通じて啓発活動を行います。	県民生活くらし安全安心課	作成(配付)数	5,000部	-	5,000部	
	92	高齢者等の犯罪被害防止啓発事業	犯罪に対して弱い立場にある高齢者等に対して、特殊詐欺やひったくり、空き巣等の犯罪について、犯罪情勢に応じた効果的な広報啓発を行い、犯罪被害を防止します。	県民生活くらし安全安心課	-	・特殊詐欺被害防止カレンダーの作成・配布 ・特殊詐欺被害防止啓発に係る新聞広告の実施等	-	犯罪対策等の適切な情報提供等により、高齢者を各種犯罪の被害から守るための対策を推進	
	93	青少年のインターネットの適正な利用に係る普及啓発等の推進	岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例に基づき、関係機関と連携して、インターネットの適切な利用や、フィルタリングの活用など有害情報による青少年の被害防止を図るための知識の普及を図るとともに、携帯電話販売店等に対する立入調査を実施します。	県民生活部男女共同参画青少年課	-	子ども・保護者へ向けたスマホトラブルを疑似体験できるコンテンツを作成し、県のHP等にて周知。	-	スマホ・ネットトラブルの理解や、フィルタリングの設定を促進する動画、チラシ等を作成し、啓発する。	
	94	特殊詐欺被害防止対策の推進	関係機関等と連携した広報啓発や特殊詐欺被害防止ネットワークと連携した水際対策等を推進します。	警察本部生活安全企画課	-	高齢者を中心とした幅広い年齢層に対する広報啓発、金融機関等と連携した水際対策、身近な人を守る気運の醸成に向けた取組、防犯機能付き電話の普及促進等、特殊詐欺の被害防止に向けた各種取組を推進した。	-	引き続き、防犯ボランティア等との緊密な連携を図りながら、広報啓発、水際対策及び身近な人を守る気運の醸成に向けた取組の3項目に重点を置いた被害防止対策を推進し、特殊詐欺被害の根絶を目指す。	
	95	悪質商法被害防止対策の推進	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部生活環境課	-	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを10,700部作成し、各種会合で配布して広報活動を行った。	-	悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	再掲
	96	障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業	消費者トラブルの防止など、地域で障害のある人の安全安心な消費生活を支えるため、消費生活センターと関係団体・支援機関等との連携・協働の下に、障害特性に配慮した消費者教育教材の開発や講座等に取り組みながら、消費生活相談を含む幅広い支援ネットワークの構築を目指す。 知的障害のある人に配慮して開発した教材(「毎日の生活で困ったとき、どうすればいいのかな? (社会生活授業バック)」)を活用した効果的な講座等を実施するとともに、聴覚障害・視覚障害のある人に配慮した教材を新たに開発し、講座を実施します。	県民生活くらし安全安心課消費生活センター	-	視覚障害者向けの消費者教育教材を開発するとともに視覚障害、聴覚障害者、知的障害のある人を対象とした講座を実施した。9回340人	-	障害のある人のための講座の実施や安全・安心な消費生活支援ネットワークの構築に取り組み。	
97	見守り力アップ講座	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活くらし安全安心課	参加者数	438人	参加者数	300人	再掲	
3 家庭での消費者教育の推進	98	消費者啓発セミナー(保護者向け)の実施(再掲)	学校の保護者会やPTA研修などに、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、ネットトラブルなど子どもの生活において、注意が必要なことや対処法などについての啓発講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	10回 657人	開催回数、参加者数	8回 600人	再掲
	99	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、学校の保護者会やPTA研修会などに派遣して、保護者向けに、子どもの金銭管理の身に付け方などについての講座を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(24回実施)	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	再掲
	100	青少年健全育成促進アドバイザーの派遣	スマホ・ネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等についての理解の促進を図ります。	県民生活部男女共同参画青少年課	派遣回数	34回	派遣回数	50回	再掲
	101	「子ども安全安心ネットサポーター」事業	地域住民や保護者の立場から、小中学生の保護者等にスマートフォンやインターネットの適切な使い方や、子どもへの対応の仕方を伝える「子ども安全安心サポーター」を養成し、学校等での保護者会や研修会等に派遣して、子どもをネットトラブルや有害情報から守るための情報提供やアドバイスをを行います。	教育庁生涯学習課	-	32回	学校におけるネットサポーターの活用回数	市町村教育委員会を通じて周知し、保護者会、研修会等での利用を働きかけます。	再掲
	102	インターネットモラル教室	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等において「インターネットモラル教室」を実施します。	警察本部少年課	-	インターネットモラル教室の開催回数149回	-	インターネットの危険性を知らないまま子どもたちがスマートフォン等を利用して、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲
	103	「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え、学べるよう支援しています。	県民生活部男女共同参画青少年課	-	-	-	-	再掲
	104	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」や「我が家のスマホ・ネットルールづくり」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁生徒指導推進室	-	啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを記載したリーフレットを新たに作成し、啓発を図った。	-	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」、「我が家のスマホ・ネットルールづくり」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲
4 職場での消費者教育の推進	105	消費者啓発セミナー(職場向け)の実施(再掲)	企業等からの要請に応じて、県消費生活センターから講師を派遣して、新入社員等を対象に、若年者が注意すべき消費者トラブルなどの啓発講座を実施します。	県民生活消費生活センター	開催回数、参加者数	7回 301人	開催回数、参加者数	5回 100人	再掲
	106	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、企業等からの要請に応じて、新入社員等を対象とした研修会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策などについての講座を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(24回実施)	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	再掲

【重点目標2】消費者教育を担う人材の育成

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 幼・小・中・高等学校等における教員の指導力の向上	107	県消費生活センターと連携した教員の研修機会の確保・充実	県消費生活センターが主催する教員向け消費者教育研修会への参加・活用や、県総合教育センターの研修講座等を県消費生活センターと連携して実施することなどにより、教員の消費者教育に関する研修機会の確保・充実を図ります。	教育庁 義務教育課 高校教育課 総合教育センター 県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	教員向け消費者教育講座1回36人 岡山市消費者教育教員研修1回100人 岡山大学教員免許更新講習93人ほか	開催回数、参加者数	教員向け消費者教育講座1回50人 教委実施は1回50人	
	108	消費者ネットトラブル防止推進事業	消費者被害の未然防止を図るための教員向けのネットトラブル防止研修を実施するとともに、ネットトラブルを体験的に学ぶことができるタブレットPCで児童・生徒にネットトラブルを疑似体験させることなど、消費者として適切に行動できる力を育むための指導力を高めめます。	教育庁 総合教育センター	開催回数、参加者数	・総合教育センターにおけるタブレットPCを活用した教員向けの研修講座を実施【1講座30名受講】 ・タブレットPCを貸出【小学校10校】【中学校0校】【高等学校2校】	開催回数、参加者数	ネットトラブルを体験的に学ぶことができるタブレットPCを学校等に貸し出し児童生徒にネットトラブルを体験的に学ばせる。	
	109	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	学校等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、児童・生徒が必要となる消費者トラブルと対処法や、消費者教育に役立つ内容で講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	10回 657人	開催回数、参加者数	8回 500人	再掲
	110	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-	1名	消費者教育コーディネーター配置数	1名	再掲
2 大学における教職員の指導力の向上	111	消費者啓発セミナー(教職員対象)の開催(再掲)	大学等の教職員の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、学生が必要となる消費者トラブルと対処法など、支援に役立つ内容の講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	10回 657人	開催回数、参加者数	8回 500人	再掲
3 地域人材の育成	112	消費者啓発セミナーボランティア講師の派遣・育成	県消費生活センターがボランティア講師として養成した個人・団体を、県内各地で行われる消費者啓発セミナーの講師として派遣して、消費者被害防止の講座を実施するとともに、ボランティア講師のレベルアップ等のための研修等を実施します。	県民生活部 消費生活センター	開催回数、参加者数	3回 49人	開催回数、参加者数	1回 30人	
	113	消費者教育コーディネーターの配置(再掲)	消費者教育の拠点である県消費生活センターに、消費者教育コーディネーターを配置して、コーディネーターを中心に多様な主体と連携・協働して、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を推進します。	県民生活部 くらし安全安心課 消費生活センター	-	1名	消費者教育コーディネーター配置数	1名	再掲
	114	見守り力アップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者が効果的に連携する方法などを習得するための講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	438人	参加者数	300人	再掲

【重点目標3】他の関連する教育との連携

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 環境教育との連携	115	環境学習の推進(環境学習出前講座・おかやま環境学習プログラム集(WEB版))	県民や事業者、NPO等との連携・協働の下、体験型の環境学習の機会の充実を図るなど、より実践的かつ総合的・効果的な環境学習を推進します。 環境の保全に対する意識を高め、自ら考え行動できる人の育成を目指し、県と環境学習センター「アスエコ」では、環境団体との協働により、様々な「環境学習出前講座」を実施しています。 「おかやま環境学習プログラム集(WEB版)」において、出前講座などによる環境保全等に関する学習プログラムや体験プログラム、施設見学などの環境学習メニューを提供している県内施設などを紹介しています。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	出前講座開催回数(委託)	376回	出前講座開催回数(委託)	300回	
	116	子どもの環境に対する意識の醸成(子どもエコクラブ・環境学習エコツアー)	次代を担う子どもたちの環境に対する意識の醸成を図るため、子どもエコクラブ(幼児から高校生までが大人のサポーターとともに環境保全について主体的に学び、活動するクラブ)の活動支援や、環境学習エコツアー(環境問題を身近な問題ととらえるには、現場に接することが重要であることから、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設・新エネルギー関連施設等を訪問し、見学・体験するツアー)の実施などにより、環境学習を推進します。	環境文化部 新エネルギー・温暖化対策室	子どもエコクラブ会員数	3,834人(累計) 28,116人	環境学習エコツアー参加者数	3,435人	
2 食育との連携	117	健康づくり普及事業	「健康づくりのための食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施します。	保健福祉部 健康推進課	リーダー研修会・教室開催回数、参加者数	77回	リーダー研修会・教室開催回数、参加者数	20回	
	118	食育スタンダード普及推進事業	食育スタンダードについて、県学校栄養士会と連携して指導内容等を研究するとともに、中核となる栄養教諭による公開授業や実践発表等を通じて各校での取組を促し、全県下への普及を図ります。	教育庁 保健体育課	-	・県学校栄養士会による指導事例案の作成 ・先進校の視察及び調査	-	(R1で事業終了)	
	119	食育ネクストステージプロジェクト	保健所・支所が中心となり、関係機関及び団体等と連携し、小・中学生を対象に、食育計画に掲げる目標「朝食を毎日食べる者の割合100%」を達成するための事業を展開します。	保健福祉部 健康推進課	開催回数	・検討会:9回 ・地域版「朝食毎日食べよう大作戦」:8回	開催回数	9回	
	120	地産地消の推進	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大をめざします。	農林水産部 農村振興課	地産地消協力店登録店舗数	390店舗	-	400店舗	
	121	学校給食担当者(管理者)等講習会	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に講習会を実施します。(隔年開催)	教育庁 保健体育課	参加者数	380人	参加者数	- (隔年開催)	

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	備考
3 金融教育 との連携	122	岡山県金融・金銭教育協議会(教員向け)	金融・金銭教育の重要性やその進め方等について、講演・参加者による研究報告及び意見交換等を通して理解を深めることにより、教育現場における金融・金銭教育の取組を支援します。	金融広報委員会	開催数	2020年2月17日に「2019年度 岡山県金融・金銭教育協議会を開催」(園長、校長、岡山県・市町村教育委員会、岡山県金融広報委員会関係者等)参加者32名	開催数	「2020年度 岡山県金融・金銭教育協議会」を開催予定(幼稚園・小学校・中学校・高等学校)	
	123	金融・金銭教育研究校	幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、金融経済に関する正しい知識の習得(金融教育)や、金銭やものに対する健全な価値観の養成(金銭教育)を図るための教育を実践し、その効果的な方法を研究する幼稚園、小・中・高等学校を指定した上で、その取組をサポートします。	金融広報委員会	実施校数	高校(1先)へ新規委嘱、継続委嘱先 幼稚園・小学校(2先)	実施校数	高校(1先)、小学校(1先)、幼稚園(2先)へ新規委嘱、継続委嘱先 高校(1先)	
	124	金融知力講座(学生向け)(再掲)	大学コンソーシアム岡山に所属する県内16大学の学生を対象に、「自立した生活者・消費者としてお金と向き合える力を習得する」ことを目的として開催する連続講座において、金融に関する実践的な知識等を提供します。	金融広報委員会	参加者数	10月29日、11月5日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度)	参加者数	10月27日、11月10日に1回ずつ金融広報アドバイザーを派遣(各50名程度)	再掲
	125	金融広報アドバイザーの派遣(再掲)	金融・経済、生活設計、生命保険など幅広い分野で活躍する「金融広報アドバイザー」を、要請に応じて、地域で開催される学習会や講演会等に派遣して、金融商品の基礎知識、生活設計、悪質商法の予防対策など、幅広い金融教育を実施します。	金融広報委員会	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(24回実施)	派遣回数	希望する団体にアドバイザーを派遣して金融経済等に関する講座を実施(年間30回程度)	再掲
	126	金融経済講演会(一般向け)	金融・経済に関係する幅広いテーマでの講演会の開催により、県民が身近に金融・経済についての知識を得ることが出来る機会を提供します。	金融広報委員会	参加者数	11月4日におかやま未来ホールにて数学者・大道芸人ピーター・ファンク氏を招き「人生を楽しむ方法」と題して講演会を開催 参加者328名	参加者数	11月3日におかやま未来ホールにて金融経済講演会の開催(1回600名程度)を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により中止	
	127	知るほど塾(一般向け)	生活に密着した県民の関心が高い金融分野のテーマにより、連続講座を開催して、暮らしに役立つ生活情報を提供します。	金融広報委員会	参加者数	2020年1月22日と23日に日本銀行岡山支店にてアドバイザーを講師に以下のテーマで開催 1月22日「災害におけるお金の備え～支援制度や保険の知識を学ぼう!～」参加者28名 1月23日「中学生・高校生のお母さんのための教育資金」参加者16名	参加者数	秋以降、知るほど塾を数回開催予定(1回、30名程度)	
	128	消費生活展等での金融に関するアドバイス(一般向け)	行政や消費者団体が実施する「消費生活展」等に出席して、金融広報アドバイザーが、直に住民に対して、生活設計や金融トラブル等に関するアドバイスや情報提供を行います。	金融広報委員会	参加者数	10月4日～5日「第47回くらしと消費生活展」(倉敷市) 10月27日「総社市消費生活展」(総社市) 11月17日「作樂(せ)2019 ぼっとう祭(奥良市)」 2020年1月26日「第37回くらしと消費生活展」(笠岡市) 延べ5回実施	参加者数	希望する先に対し、アドバイザーを派遣して消費生活展を開催	
	4 情報教育 との連携	129	学校教育における情報教育	学校教育における情報教育は、小学校では各教科等で横断的に、中学校では技術・家庭科を中心に、高等学校では、情報科を中心に、情報モラルや情報セキュリティ等に関する内容を含め、「情報活用能力」の育成を目指して実施しています。	教育庁 義務教育課 高校教育課	-	研修講座等で「情報活用能力」の育成を推進した。 【小2講座】 【中2講座】 【高2講座】	情報活用能力を扱った研修講座数	研修講座等で「情報活用能力」の育成を働きかける。
130		消費者ネットトラブル防止推進事業	ネットトラブルを体験的に学ぶことができる研修パック付きタブレットPCを学校等に貸し出し、児童・生徒のリスクへの意識を高めることにより、トラブルの防止に生かします。	教育庁 総合教育センター	-	タブレットPCを貸出 【小学校10校】 【中学校0校】 【高等学校2校】	貸出回数、利用者数		
131		発達段階別消費者教育教材を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「情報モラル」や「情報発信者の責任」等をテーマにした教材(「写真をSNSにアップしていいですか?」「その書込み大丈夫?」)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活部 消費生活センター 教育庁	-	16回 1,024人	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	10回 500人	再掲
132		青少年健全育成促進アドバイザーの派遣(再掲)	スマホ・ネット問題に詳しい専門家を、小中学生の保護者等が参加する研修会や講演会に派遣して、具体的な対応策等について理解の促進を図ります。	県民生活部 男女共同参画青少年課	派遣回数	34回	派遣回数	50回	再掲
133		「子ども安全安心ネットサポーター」事業(再掲)	地域住民や保護者の立場から、小中学生の保護者等にスマートフォンやインターネットの適切な使い方や、子どもへの対応の仕方を伝える「子ども安全安心サポーター」を養成し、学校等での保護者会や研修会等に派遣して、子どもをネットトラブルや有害情報から守るための情報提供やアドバイスを行います。	教育庁 生涯学習課	-	32回	学校におけるサポーター活用回数	市町村教育委員会を通じて周知し、保護者会、研修会等での利用を働きかける。	再掲
134		インターネットモラル教室(再掲)	スマートフォン等の使用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、携帯電話事業者と協働して、小・中・高等学校等において「インターネットモラル教室」を実施します。	警察本部 少年課	-	インターネットモラル教室の開催回数 149回	-	インターネットの危険性を知らないまま子供たちがスマートフォン等を利用し、犯罪被害に遭うケースが後を絶たないことから、ネットに起因する犯罪被害の状況、フィルタリングの重要性等を学ぶ教室を開催する。	再掲
135		「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)(再掲)	青少年の情報リテラシーの向上を図るため、「ケータイ・スマホの正しい使い方」(WEBサイト)を県のホームページに掲載して、未成年者が携帯電話やスマートフォンを使用する場合の危険性や注意点などの情報を提供し、家庭等で、それらの適正な使用について考え、学べるよう支援しています。	県民生活部 男女共同参画青少年課	-	-	-	-	再掲
136		情報モラル指導の推進	情報モラル指導の推進を図るために開発した、校内研修モジュール、指導内容を検討するための指針となる「児童生徒スマホネット支援モデル表」、指導者向けのリーフレット「ここから始める 情報モラル指導ガイド」、情報モラルポータルサイト「スマホネットEduポータル(SUMAPO)」などの活用により、スマホネット問題への対応などのために、情報モラル指導の取組を推進します。	教育庁 総合教育センター	-	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかけた。 【3講座】	情報モラル教材を活用した研修講座数	研修講座等で情報モラル教育の推進を働きかける。	
137	保護者等のスマホ・ネット問題への理解の促進(再掲)	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」や「我が家のスマホ・ネットルールづくり」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進します。	教育庁 生徒指導推進室	-	啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進するとともに、利用時間制限等のペアレンタルコントロール機能の有効性やスマホの購入時の家庭のルールづくりなどを記載したリーフレットを新たに作成し、啓発を図った。	-	「知っていますか? スマホ・ネットのこと」、「我が家のスマホ・ネットルールづくり」などの啓発リーフレットの活用により、保護者等のスマホ・ネット問題への理解を促進する。	再掲	
138	OKAYAMAスマホサミット	子どもたち自身がスマートフォンやインターネットの使い方について考え、主体的な活動によるルールづくりなどの取組を進めるために、平成26年度から毎年度、「OKAYAMAスマホサミット」を開催しており、平成30年度からは、中学生・高校生に加え、小学生や保護者にも対象を広げて実施しています。	教育庁 生徒指導推進室	-	OKAYAMAスマホサミット2019 参加校(者):小学生9人、中学校17校、高等学校4校、保護者5人 実施日:第1回 R1.5.11(土) 第2回 R1.7.23(火) 第3回 R1.9.14(土) 第4回 R1.11.2(土)	-	OKAYAMAスマホサミット2020の開催 ※新型コロナウイルス感染症対策により、第1回・第2回中止		

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
5 その他の関連する教育との連携	139	(法教育との連携)「発達段階別消費者教育教材」を活用した授業等の推進(再掲)	県が開発した発達段階別消費者教育教材のうち「契約」等をテーマにした教材(「契約」どこまで売買は認められるの?)の学校等での効果的な活用を図ります。	県民生活消費生活センター教育庁	-	16回 1,024人	消費者教育セミナー・モデル事業の実施	10回 500人	再掲
	140	(国際理解教育との連携)国際理解教育と連携した消費者教育	小学校段階では、小学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養います。 中学校段階では、中学校学習指導要領に基づき、例えば、社会科において、持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究するなどの学習を行います。	教育庁 義務教育課	-	-	国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考えた。	国際理解教育の機会を捉えて、消費者教育に関する内容について考える。	

【重点目標4】情報の提供と共有

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 消費者への情報の提供	141	生活情報サロンの情報提供	県消費生活センター内の生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供や貸出等を行います。	県民生活消費生活センター	利用者数	1,908人	利用者数	2,800人	再掲
	142	消費生活情報誌の発行	県消費生活センターが発行する情報誌「センターからのお便り」により、最新の消費者トラブル事例や注意喚起、消費者教育に関する教材等の情報などの提供を行います。(隔月、年6回発行)	県民生活消費生活センター	発行部数	120,000部	発行部数	100,000部	
	143	消費者啓発用資料等の作成・配布	県消費生活センター等での消費生活相談の状況等を踏まえ、消費者被害防止等に役立つ啓発用パンフレット等を作成・配布します。 ・知っておきたい契約・取引の基礎知識 ・消費者トラブル対処法 ・笑顔でくらす虎の巻 被害にあわない対応策教えます ・高齢者のための「元気に笑顔でくらす～虎の巻～」 ・医療サービスを受ける前に確認しよう ～私たちは医療消費者～ ・消費生活サポートBOOK 他	県民生活消費生活センター	作成(配付)数	23,850部	発行部数	30,000部	
	144	ラジオ放送、新聞等による情報提供	ラジオ放送の広報枠や新聞の定期掲載枠等を活用して、消費者被害防止等に役立つ情報を提供します。	県民生活消費生活センター	-	テレビ・新聞・ラジオによる広報	-	テレビ・新聞・ラジオによる広報	
	145	ホームページ等による情報提供	県消費生活センターや各部門のホームページ等により、安全・安心な消費生活に必要な情報や消費者教育の推進に役立つ情報などを幅広く提供します。	県民生活消費生活センター 他	HPアクセス件数	285,022件	HPアクセス件数	250,000件	
	146	ソーシャルメディアによる情報提供	県消費生活センターが、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)により、消費者の安全安心の確保のための注意喚起や消費者施策に関する様々な情報をタイムリーに情報提供します。	県民生活消費生活センター	-	ソーシャルメディアによる情報提供を行った。	-	ソーシャルメディアによる情報提供を行う。	
	147	悪質商法被害防止テレビスポットの製作・放送	誰もが直面する可能性のある悪質商法への注意喚起を効果的に行うため、消費者に伝わりやすいテレビスポットを製作し、放映します。	県民生活消費生活センター	-	89本	-	96本	
	148	悪質商法被害防止対策(再掲)	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを作成し広報啓発を行います。	警察本部 生活環境課	-	悪質商法等の被害防止のためのパンフレットを10,700部作成し、各種会合で配布して広報活動を行った。	-	悪質商法等の被害防止に向け、最新の手法を反映したパンフレットを作成し、広報啓発を行う。	再掲
	149	インターネット上のトラブル対処法	インターネット上のトラブル対処法を分かりやすく広報するため、実際の相談事例を踏まえた「サイバー瓦版」等の広報資料の発行、ウイルス感染やサポート詐欺を疑似体験できるサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーをあらゆる団体を対象として実施します。	警察本部 サイバー犯罪対策課	-	サイバー瓦版を随時発行して、広く広報するとともに、体験型コンテンツによるセミナーを70回開催し、約5,600人が参加した。	-	あらゆる団体を対象としたサイバー犯罪体験型コンテンツによるセミナーを実施する。	
	2 消費者教育の担い手における情報共有	150	ホームページ等による情報の共有	教員など消費者教育の担い手等において、県消費生活センターや関係機関のホームページ等を通して、消費者教育の推進に役立つ情報の共有を図るとともに、研修等を通して、それらの有効な活用を促進します。	県民生活消費生活センター 他	HPアクセス件数	285万件	-	-
151		「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ」による情報の共有	消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」(自立した消費者になるために、幼児期から高齢期までのライフステージを通じて、対象領域ごとに、どのような時期に、どのような内容を身に付けていくことが求められるのかについて一覧できるようにしたもの)の枠組みに基づき作成した「ライフステージに応じた消費者教育の取組・資源マップ(岡山県版)」(対象領域ごと、ライフステージごとに、本県における消費者教育の取組や、活用できるWEBなどの情報源や教材・講座等の教育資源等を整理したもの)により、消費者教育の担い手等における情報の共有を促進します。	県民生活消費生活センター	-	-	-	-	

基本目標Ⅳ 消費者の主体的な活動への支援

【重点目標1】 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 人や社会、環境に配慮した消費者意識の醸成	152	講座・イベント等を通じた意識醸成	県内各地で実施する講座・イベント等の機会を通じて、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター	-	1回 74人	-	1回 50人	
	153	啓発リーフレット等を活用した意識醸成	「消費者市民社会」について紹介したリーフレット等を作成・活用して、「人や社会、環境に配慮した消費者行動の重要性」などについての意識醸成を図ります。	県民生活部くらし安全安心課消費生活センター	-	-	-	-	
2 「もったいない」運動の推進	154	「おかやま・もったいない運動」の推進	「もったいない」をキーワードとして、「ごみを減らす(リデュース)」「再使用する(リユース)」「再生利用する(リサイクル)」という取組である「3R」について、県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すため、各種イベントの開催や様々なPR活動により、「おかやま・もったいない運動」を推進します。	環境文化部循環型社会推進課	もったいないフォーラム参加者及びエコチャレンジコンテスト参加者	4,322人	もったいないフォーラム参加者及びエコチャレンジコンテスト参加者	5,000人	
	155	エコライフの推進(岡山県統一ノーレージ袋デー)	家庭ごみの排出抑制を図るため、事業者と消費者・環境団体等、市町村とが協働して、平成22年6月から毎月10日を「岡山県統一ノーレージ袋デー」と定めて、買い物の際に「マイバッグを持参し、レジ袋を受け取らないようにする運動」を展開しています。	環境文化部循環型社会推進課	参加店舗数	1,592店舗	参加店舗数	1,595店舗	
	156	「エコ製品」の認定と利用促進	「岡山県循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会の形成に資する製品を「岡山県エコ製品」として認定・公表し、これらの利用促進を図ります。	環境文化部循環型社会推進課	認定件数	372件	認定品目数	375件	
3 地球温暖化防止対策の推進	157	エコドライブの推進	やさしい発進を心掛けたり、アイドリングストップや、急加速をしないなどの実践に努める運転者をエコドライブ宣言者として登録し、環境にやさしい自動車運転の推進を図ります。	環境文化部環境企画課	エコドライブ宣言者数	(累計) 35,456人	エコドライブ宣言者数	-	
	158	低公害車の普及促進	自動車からの大気汚染物質や二酸化炭素の排出量の削減を図るため、低公害車の普及を促進します。	環境文化部環境管理課	低公害車の保有割合	54.0% (30年度末)	自動車保有台数に占める低公害車の割合	-	
	159	公共交通の利用促進	生活交通の維持・確保に加え、環境負荷の小さい交通手段への転換を図る観点から、「公共交通利用の日」(毎月最終金曜日)や、バス事業者や鉄道事業者で実施されているパーク・アンド・ライドなど、公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動に取り組みます。	県民生活部県民生活交通	-	公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施した。	-	公共交通の利用促進に向けた広報・啓発活動を実施する。	
	160	アースキーパーメンバースHIP事業の推進	自ら省エネ等による環境負荷低減に向けた目標を定め取り組む県民・事業者をアースキーパーメンバースHIP会員として募集・登録し、地球温暖化防止活動推進センター等が会員の活動を支援します。	環境文化部新エネルギー・温暖化対策室	アースキーパーメンバースHIP会員数	13,537人	アースキーパーメンバースHIP会員数	14,000人	
4 食品ロス削減の推進	161	「30・10運動」の全県的な展開	会食時の食べ残しを減らす「30・10運動」(最初の30分、最後の10分は席に座り、食べ残しを減らす運動)を、季節ごとのキャンペーン等を通じて全県的に展開します。	環境文化部循環型社会推進課	30・10運動三角柱の配布数	6,000枚	30・10運動三角柱の配布数	3,000枚	
	162	地域を学んでのこさず食べよう事業	大学生が、地域の食材・食品の生産過程やそれらが生まれてくる地域の土壌・気候・風土等をフィールドワークで調査・研究した上で、それらを取りまとめた教材を作成し、小学校で出前講座等を行うことで、地域の誇りや「もったいない」の気持ちを育みます。	環境文化部循環型社会推進課	事業実施小学校・大学数	3校	事業実施小学校・大学数	3校	
	163	食品ロス・家庭ごみ削減ヒント集の作成・活用	家庭で取り組める食品ロス削減の方策(ポイントとなる「買わず」「使いきる」「食べきる」の3つの切り口で具体的なアクション)を提示する小冊子により県民の取組を促進します。	環境文化部循環型社会推進課	ヒント集配布数	10,000冊	ヒント集配布数	8,000冊	

【重点目標2】 消費者の組織活動の促進

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 消費者団体の活動の促進	164	消費者団体の活動支援	地域における消費者運動を促進するため、消費生活関連事業の調査研究や啓発事業等を通じて、消費者団体の育成と活動の支援を行います。	県民生活部くらし安全安心課	委託団体数	1団体	委託団体数	1団体	
	165	適格消費者団体の活動支援	県内の適格消費者団体を取り組む、全国の適格消費者団体との情報交換やネットワーク形成の活動や、専門家等との連携による相談事業や研修会の実施など、消費者団体訴訟制度の担い手としての活動について支援します。	県民生活部くらし安全安心課	助成団体数	1団体	-	1団体	
	166	生活協同組合の育成・指導	消費生活協同組合の健全な発展を図るため、消費生活協同組合法に基づき検査等を通じて組合の育成・指導を行います。	県民生活部くらし安全安心課	委託団体数 検査団体数	3団体	検査団体数	3団体	
	167	消費者啓発グループ等の育成・支援	消費者啓発セミナーボランティア講師等として活動する消費者啓発グループ等を育成・支援するため、講座等を開催する。	県民生活部消費生活センター	登録数 団体 個人	14団体 19人	-	15団体 25人	
	168	特定非営利活動法人等の運営力強化のための支援	消費者問題等に取り組む特定非営利活動法人等に対して、必要な情報提供など、活動を支援します。	県民生活部県民生活交通課	参加者数	94人	研修参加者数	90人	
2 消費者団体の交流・連携の促進	169	きらめきプラザの活用等による消費者団体の交流・連携の促進	地域において、消費者教育や消費生活の向上のために、主体的に様々な取組を行っている消費者団体が、一層有効に活動できるよう、きらめきプラザや県消費生活センターを活用して、消費者団体相互の交流を支援します。	県民生活部消費生活センター	-	きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施した。	-	きらめきプラザ内の各種相談機関が共同して定期的に事例研修会等を実施する。	

【重点施策3】 消費者の意見の反映

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 消費者と行政との連携	170	岡山県消費生活懇談会の運営	県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者、学識経験者、生産・流通関係者・教育関係者の委員で組織する消費生活懇談会において、消費生活行政に関する重要事項について調査審議を行います。 なお、当該懇談会は、消費者教育推進地域協議会を兼ねています。	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	2回	開催回数	3回	
	171	知事への申出制度の運用	消費生活条例に違反する事業者の事業活動により、相当多数の消費者の利益が侵害されているなどとして知事に申出があった場合、必要な調査を行った上で、その申出の内容が事実である場合は、必要な措置をとります。	県民生活部 くらし安全安心課	申出件数	0件	申出件数	-	

基本目標 V 消費者被害の防止・救済

【重点目標1】 消費者被害の防止

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目(変更計画)	R2計画	備考
1 県消費生活センターの充実	172	消費生活相談の実施	県消費生活センターにおいて、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行います。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	7,818件	相談件数	8,000件	
	173	法律特別相談(弁護士相談)の実施	県消費生活センターで受けた消費生活相談のうち、専門的な法律知識が必要なケース等について、法律相談日を設けて弁護士による相談を行います。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	92件	相談件数	100件	
	174	相談事例研究会の開催	弁護士などの法律専門家を交えた相談事例研究会を定期的に開催し、事例の分析等を通じて、より良い解決方法などについて研究を行います。	県民生活部 消費生活センター	開催回数	5回	開催回数	5回	
	175	全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用	消費生活センターで受け付けた相談情報を、国民生活センターのデータベース「全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)」に登録し、蓄積して、円滑な相談処理のために活用します。 また、蓄積された情報の分析等を行った上で、消費者への注意喚起や啓発等に活かします。	県民生活部 消費生活センター	相談件数	7,818件	相談件数	8,000件	
	176	消費者啓発セミナーの実施(再掲)	県内各地の各種の会合等に、要請に応じて県消費生活センターから講師を派遣し、幅広い層(一般県民、高齢者、生徒・学生、教職員、保護者、職場等)に対して、その対象に応じた消費者被害防止のための啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	97回 7,917人	参加者数	100回 7,000人	再掲
	177	消費生活講座の開催(再掲)	県消費生活センターにおいて、一般消費者を対象に、年間数回、消費生活に役立つテーマで講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	5回 318人	開催回数、参加者数	5回 280人	再掲
	178	くらしの一日教室の開催(再掲)	団体・グループを対象に、消費生活センターの施設見学と合わせて、消費者被害防止などの啓発講座を実施します。	県民生活部 消費生活センター	参加者数	5回 64人	開催回数、参加者数	5回 100人	再掲
	179	生活情報サロンでの情報提供(再掲)	県消費生活センターの生活情報サロンに、消費者教育情報コーナーやビデオ・DVDライブラリーを設けて、各種の情報提供を行うとともに、リーフレット・教材・パネル等の提供・貸出等を行います。	県民生活部 消費生活センター	利用者数	1,908人	利用者数	2,800人	再掲
	2 市町村の相談体制充実への支援	180	市町村での消費生活相談体制の充実促進	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかけるとともに、新たに消費生活センターを設置する市町村等からの要請に応じて、県消費生活センターに研修生等を受け入れるなど必要なサポートを行います。	県民生活部 くらし安全安心課・消費生活センター	-	消費生活センター設置等の働きかけを行ったが、新たにセンターを設置した市はなかった。市からの要請により、新任消費生活相談員の実地研修を消費生活センターにおいて実施した。 1名 8日間	-	市町村に消費生活センターの設置や消費生活相談員の配置を働きかける。
181		消費者被害防止行政連絡会議の開催	住民に身近な市町村に、消費者被害防止等の第一線としての役割を果たしてもらえよう、市町村の担当職員等を集めた行政連絡会議を開催し、緊密な連携のための情報の共有等を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加市町村数	27市町村	参加市町村数	未定	
182		市町村の消費生活相談員等への研修等の実施	県消費生活センターにおいて、「消費生活相談ガイドブック」を作成・配布するとともに、市町村の消費生活相談員及び担当行政職員を対象とした各種研修等(初任者研修、レベルアップ研修、事例研究会等)を実施します。	県民生活部 消費生活センター	-	5回144人	開催回数 参加者数	1回150人	
3 地域の見守りネットワーク構築の促進	183	消費生活相談巡回指導	市町村における相談体制の充実・強化のために、専門性を備えた指導員が巡回して、市町村の消費生活相談窓口の相談員及び担当職員等に対して、実地に相談業務に関する助言・指導等を行う。	県民生活部 くらし安全安心課	実施市町村数	5市町村	実施市町村数	5市町村	
	184	地域の見守りネットワークづくりへの支援	地域の高齢者や障害のある人の消費者被害防止に向けて、市町村の消費者行政部門が中心となって、福祉部門や防犯部門等と連携したネットワークづくりが進められるよう、関係部門との情報意見交換会、見守り人材の養成講座、関係者による見守り活動の試行実施などを通じて、取組を支援します。 また、この見守りネットワークを、消費者安全法で制度化された消費者安全確保地域協議会として設置できるよう支援します。	県民生活部 くらし安全安心課	-	-	-	-	
4 消費者の権利擁護	185	見守りカアップ講座(再掲)	地域の高齢者や障害のある人を消費者被害防止の面から見守る人材を養成するため、民生委員やホームヘルパーなどの福祉関係者や消費者団体関係者等を対象として、最新の消費者被害に関する情報や見守りのポイント、また、関係者の効果的な連携方法などに関する講座を実施して、地域の消費者被害への対応力の向上を図ります。	県民生活部 くらし安全安心課	参加者数	438人	参加者数	300人	再掲
	186	地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実	高齢者の総合相談や権利擁護等の役割を担う市町村の地域包括支援センターにおいて、消費生活センター等との連携強化も含めて、一層の機能の充実が図られるよう支援します。	保健福祉部 長寿社会課	相談件数	未確定	相談件数	未定	
	187	市民後見人養成事業	認知症や一人暮らしの高齢者の増加に伴う成年後見制度の需要の増大に対応するための市民後見人の候補者を養成する研修を実施します。	保健福祉部 長寿社会課	研修受講人数	55人	研修受講人数	130人	

【重点目標2】 消費者被害からの救済

施策の方向	番号	施策(取組)名	施策(取組)の概要	担当部署	指標項目	R1実績	指標項目 (変更計画)	R2計画	再掲
1 様々な被害からの救済	188	県・市町村等における消費生活相談への対応	県消費生活センターや各市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口において、消費者からの様々な消費生活に関する相談を受け付け、助言・情報提供や解決に向けたあっせん等を行っています。	県民生活部 消費生活センター	-	10,758人	相談件数	10,000人	
	189	多重債務者対策の推進	多重債務者対策協議会を設置し、多重債務相談体制の充実・強化など、関係機関・団体が連携して実効性のある多重債務者対策(ヤミ金融対策を含む。)を推進しています。	県民生活部 くらし安全安心課	開催回数	1回	開催回数	1回	
	190	多重債務無料法律相談会の開催	岡山弁護士会及び岡山県司法書士会と協力して、多重債務に関する無料の法律相談会を実施します。	県民生活部 くらし安全安心課	相談会 開催回数	4回	相談会 開催回数	4回	
	191	貸金業利用者相談の実施	貸金業者の業務の適正化を図り、資金需要者等の利益の保護を図るため、職員による無料相談(貸金業者の登録の有無の確認、違法な取立て行為、多重債務など)を実施します。	産業労働部 経営支援課	相談件数	24件	相談件数	-	
	192	住宅リフォーム相談窓口の設置	市町村の住宅リフォーム相談窓口と、岡山県住宅リフォーム推進協議会が連携し、適切なリフォームの実施に向け、消費者への情報提供を行います。	土木部 住宅課	相談件数	リフォーム推進協議会において、相談会を開催し、8件の相談に対応した。	相談件数	リフォーム推進協議会において、住宅リフォームに係る相談会等を開催予定。	
	193	岡山県消費生活懇談会苦情処理部会の運営	消費者からの苦情申出のうち解決が困難なものについては、「岡山県消費生活懇談会苦情処理部会」において、あっせん・調停に付すことにより解決を目指します。	県民生活部 くらし安全安心課	あっせん調停件数	0件	あっせん調停件数	-	
	194	訴訟の援助制度の活用	消費者が、苦情処理委員会のあっせん又は調停によって解決されなかった等の要件を満たした消費者苦情に係る訴訟を提起し、又は提起されたとき、訴訟に関する費用の貸付け、必要な資料の提供その他の援助を行います。	県民生活部 くらし安全安心課	援助件数	0件	援助件数	-	

令和元年度岡山県消費生活センター

教員向け消費者教育講座

県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員等対象

民法の成年年齢の引き下げや情報化社会の進展など社会の変化に対応した、主体的・合理的な判断ができる市民を育成するための消費者教育のあり方を学ぶ。幼児から高校生まで発達段階に応じて作成された消費者教育教材の活用の仕方を学びます。

1. 日時

令和元年8月1日(木) 13:00~16:00

2. 講師

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 矢吹 香月 (博士(法学))

3. 内容

(1) 「最近の若者をめぐる消費者問題」(講義)
消費者教育の基礎知識を学ぶとともに、センターに寄せられる相談状況を踏まえ、契約の視点から若年者の消費者問題について考えます。

(2) 「考える力を育成する消費者教育教材を活用した授業」(実習)
スマートフォンやパソコンが身近になった現代では、知らない間に児童・生徒自身が消費者問題の被害者や加害者になっていることがあります。社会状況の変化に対応した消費者教育教材を活用して、考える力を育成する授業を構想したり、学習指導の仕方を考えたりします。

・授業教材パック

「インターネットショッピング」「支払い」「契約」「オンラインゲーム」「写真をSNSにアップにしてもいいですか?」「その書き込み、SNSにしても大丈夫!?!」「どこまで売買は認められるの?」

4. 会場

きらめきプラザ4階 401会議室 岡山市北区南方2-13-1



※JR岡山駅から徒歩15分程度

申込

7月25日(木)までに、申込用紙(別紙)を岡山県消費生活センターにFAX、またはメールで送付してください。

FAX 086(227)3715 E-mail syohi@pref.okayama.lg.jp

申込用紙は、消費生活センターHPからダウンロードできます。

定員100名。 参加費無料。

問い合わせ

岡山県消費生活センター

岡山市北区南方2-13-1 きらめきプラザ5階

電話 086(226)1019

駐車場に限りがあるので、出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

県内の消費生活相談体制の状況(R2.7.1現在)

1 県消費生活センターの状況

区 分	設置年月	相談員数（人）	PIO-NET配備
県消費生活センター	S 45. 4	15	○
（津山分室）	S 49. 1	2	○
計		17人	

2 市町村の状況

(1) 消費生活に関する相談窓口 …… ※全市町村に設置

(2) 消費生活センター設置・消費生活相談員配置・PIO-NET配備の状況

区分	市町村名	センター設置年月	相談員配置	PIO-NET配備	
消費生活センター設置	岡 山 市	H 9. 4	○	○	
	倉 敷 市	H13. 4	○	○	
	津 山 市	H18. 4	○	○	
	笠 岡 市	H22. 4	○	○	
	井 原 市	H27. 6	○	○	
	総 社 市	H29. 1	○	○	
	瀬 戸 内 市	H30. 1	○	○	
	赤 磐 市	H29. 4	○	○	
	真 庭 市	H23. 7	○	○	
	浅 口 市	H23. 4	○	○	
	計（10市）			10	10
消費生活センター未設置	窓口 に 相談員 を 配置	備 前 市	—	○	○
		矢 掛 町	—	○	—
		計（4市町）		2	1
	相談員 による 定期相 談を 実施	玉 野 市	—	岡山県派遣	○
		新 見 市	—	○	○
		早 島 町	—	岡山市派遣	○
		美 作 市	—	岡山県派遣	—
		吉備中央町	—	○	—
		勝 央 町	—	岡山県派遣	○
	計（4市町）		2	4	
その他	（9市町村）	—	—	高梁市、里庄町 鏡野町、美咲町	
合 計		10市	14市町	19市町	

※ PIO-NET(パイオネット):国民生活センターと全国の消費生活センター等をネットワークで結び、消費者から消費生活センター等に寄せられる消費生活に関する苦情等の相談情報の収集を行うシステム。

地域における見守りネットワークの構築について

- 高齢者、障害のある人、認知症等により判断力に不安がある人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体と地域の関係者が連携した見守りネットワークの構築を目指す。
- 地域住民の関わりのほか、福祉関係者等による訪問、地域の事業者による声かけなどで日常的に「見守る」、高齢者等の「お金・健康・孤独」に関する異変や兆候に「気づく」、そして、円滑に相談窓口等へ「つなぐ」

1 背景等

- ・ 近年、認知症の方を含め高齢者等を中心に、悪質商法や特殊詐欺による被害が深刻化している。
- ・ 消費生活センターなどの相談体制整備に加え、地域での見守りなどの取組が重要となっている。
- ・ 消費者安全法の改正（平成 28（2016）年 4 月施行）により、地域で高齢者等を見守るための消費者安全確保地域協議会を組織することが可能となった。

2 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）について

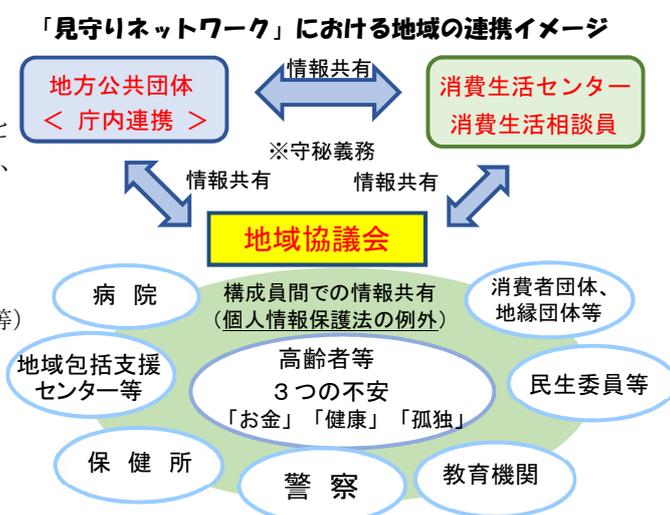
（1）協議会の概要

○協議会の役割 … 構成員間での必要な情報交換、協議

○構成員の役割 … 消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守り、必要な取組を実施

○構成員 …

- ・ 地方公共団体の機関（消費生活センター等）
- ・ 医療・福祉関係（病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等）
- ・ 警察・司法関係（法テラス、弁護士、司法書士等）
- ・ 教育関係（教育委員会等）
- ・ 事業者関係（商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等）
- ・ 消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア



新たに一からネットワークを立ち上げなくても、福祉分野や防犯・防災分野などのネットワークと協働して取り組むのが効果的

（2）協議会設置のメリット

- 地域の関係者・関係機関の連携強化が図られ、地域の様々な問題解決がスムーズになる。
- 見守り活動に必要な情報を協議会の構成員で効果的に共有することができる。
※個人情報を含め共有を図るための法的根拠ができる。（消費者安全法第 11 条の 4）
- ネットワークが安定的なものとなり、効果的な取組を継続しやすくなる。
- つながりが強い地域として対外的にアピールできるので、悪質業者等が近寄りにくくなる。

（3）県内の協議会設置状況

地 区	設置時期	設 置 形 態
岡 山 市 (五城学区)	H28. 9. 16	小学校区・地区単位で、各種地域団体が連携して安全で安心な地域づくりを推進する「安全・安心ネットワーク」の枠組みをそのまま生かして設立
浅 口 市 (全 域)	H29. 5. 30	高齢者等に関わる幅広い機関で組織する既設の高齢者虐待等防止協議会を、消費者安全確保地域協議会に位置付けるかたちで設立

※全国の協議会設置状況：276協議会（R2年6月末現在）

（4）見守りネットワークづくりに向けた県のサポート

- ①研修会の開催や担当職員が地域に出向いてネットワークづくりをサポートする。
- ②地域の関係者を対象に、見守り力アップのための出前講座を開催する。（見守り力アップ講座）
- ③希望に応じて、地域で見守り訪問活動を試行的に行うモデル事業を実施する。